

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

◎ 懸賞の商品に係る所得税

Q：私は会社員をしています。先日、テレビ番組のクイズにはがきを出したところ運良く当選し、自動車（小売販売価額120万円）をもらいました。その際の応募条件に賞品の1割を福祉施設に寄付する事とありましたので、12万円を寄付しました。この場合の所得税の計算について教えてください。

A：クイズの賞金などは、その人の業務に関して受け取るものではなく、一時的に取得するものですから、所得税の計算では一時所得として課税されます。

一時所得の計算上、取得したものが、金銭以外の品物であるときは、その品物の通常の小売販売価額（いわゆる現金正価）の60%相当額の金額が収入金額とされます。収入金額から控除する支出した金額は、その収入を得るために直接要した金額に限られます。その際に、賞金の一部を公益施設に寄付する事があらかじめ決められていて、事実上拒絶できないような場合には、その寄付した金銭等は、支出した金額として取り扱う事ができます。

ご相談の場合、他に一時所得がない場合には、次のようになります。 一時所得の

収入金額 はがき代 寄付 特別控除額
 $(120万円 \times 60\% - 50円 - 12万円) - 50万円$
 $\times \frac{1}{2} = 49,975円$

49,975円の一時所得の金額は、他の所得金額と合計して総合課税されます。

